

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年 6月22日 |
| 【会社名】 | 東洋シャッター株式会社 |
| 【英訳名】 | TOYO SHUTTER CO. , LTD |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 岡 田 敏 夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号 |
| 【電話番号】 | 06 (4705) 2110 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役専務経営企画統括部長 丸 山 明 雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区南船場二丁目 3 番 2 号 |
| 【電話番号】 | 06 (4705) 2110 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役専務経営企画統括部長 丸 山 明 雄 |
| 【縦覧に供する場所】 | 東洋シャッター株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番 5 号 日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 (名古屋市中川区北江町二丁目12番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

平成30年6月21日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役として、岡田敏夫、丸山明雄、金久史郎、岩田静夫、能村 宏、山本毅彦、堀井昌弘、マーチン・ハーマン、水野久美子及び村中正人を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小田 修を選任する。

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役補欠者として、峯本耕治を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-----------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | | | | (注)1 | |
| 岡田敏夫 | 50,627 | 469 | - | | 可決(98.0%) |
| 丸山明雄 | 50,625 | 471 | - | | 可決(98.0%) |
| 金久史郎 | 50,861 | 235 | - | | 可決(98.5%) |
| 岩田静夫 | 50,861 | 235 | - | | 可決(98.5%) |
| 能村 宏 | 50,854 | 242 | - | | 可決(98.5%) |
| 山本毅彦 | 50,777 | 319 | - | | 可決(98.3%) |
| 堀井昌弘 | 49,558 | 1,538 | - | | 可決(96.0%) |
| マーチン・ハーマン | 43,576 | 7,520 | - | | 可決(84.4%) |
| 水野久美子 | 50,856 | 240 | - | | 可決(98.5%) |
| 村中正人 | 50,850 | 246 | - | | 可決(98.5%) |
| 第2号議案 | | | | (注)1 | |
| 小田 修 | 50,868 | 231 | - | | 可決(98.5%) |
| 第3号議案 | | | | (注)1 | |
| 峯本耕治 | 51,016 | 83 | - | | 可決(98.8%) |

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上